

第二種金融商品取引業の廃止に係る揭示

当社は、第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により揭示します。

令和七年九月三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

株式会社KJRマネジメント

代表取締役 荒木 慶太